

1. 金融仲介の質の向上に向けて

- 金融仲介の質の向上に関して、これまで、「自らの強みを活かしながら、顧客本位のサービスを提供することで他の金融機関と差別化を図っていくことが重要ではないか」と申し上げてきたところ。
- いくつかの地域金融機関においては、こうした観点を踏まえ、トップから現場まで一貫した方針の下、①ミドルリスク先や創業支援に注力、②本業支援や事業再生支援を強化、③資金需要に迅速に対応、などといった特徴的な取組みが見られる。いずれも、顧客とのリレーションシップを構築し、顧客を深く知らなければ成し得ない良い取組みと考えられる。
- 金融庁では、こうした各地域金融機関の戦略や取組みの進捗に関して、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用しながら、金融機関との対話を実施しており、実際に、取組みの成果が具体的な数値として表れている先も見られる。
- 金融仲介の質の向上に向けてどのように取り組むべきか、各金融機関において、活発な議論を期待。

2. 企業アンケート

- 今事務年度も、企業の声を金融行政に反映するため、アンケート調査を実施。地域銀行と取引がある中小・小規模企業を中心に約3万社にアンケート用紙を送付。地域・業種等に偏りなく、約9千社から回答を得た。
- 以下の内容を含む速報を5月31日の「金融仲介の改善に向けた検討会議」に報告。
 - ・ 企業が「担保・保証がないと貸してくれない」と感じている割合は、正常先上位で23%、要注意先以下で54%。「信用保証協会の保証

を利用している」割合は、正常先上位で 26%、要注意先以下で 76%。

- ・ 企業が「過去 1 年以内に資金繰りに困ったことがある」割合は、正常先上位で 6%、要注意先以下で 45%。これらの企業のうち、「メインバンクから特段支援を受けていない」割合は、正常先上位で 18%、要注意先以下で 37%。
- ・ 債務者区分が下位になるほど金融機関の訪問が減る傾向があり、要注意先以下の企業の約 2 割がメインバンクに経営上の課題や悩みを「相談していない」、又は「あまり・全く聞いてくれない」と回答。
- ・ 企業が「銀行から提供されていないサービスの中で、期待するサービス」は、正常先で「人材育成」、要注意先以下で「販売パートナーの紹介」が一位。

○ 有識者からは以下のような意見があった。

- ・ 地域銀行は債務者区分下位の企業に対して、信用保証協会の保証や地方自治体の制度融資ありきで、これらを利用できない場合には融資しないと割り切っているのではないか。
- ・ 1 年以内に資金繰りで困ったことがある企業が要注意先以下で 45%も存在するにも関わらず、銀行は本来訪問すべき先に訪問できていないのではないか。
- ・ 銀行は従来からビジネスマッチングに力を入れていたはずだが、企業が提供を期待するサービスとして、「販売パートナーの紹介」が上位にあるということは、銀行の取組みが表層的で不十分なのではないか。

○ 企業アンケート調査の結果については、今後取りまとめの上、公表予定。

3. 金融機関の所有不動産の有効活用

○ 金融業界から、規制改革ホットラインを通じ、地方創生等への貢献や、金融機関グループの効率的業務運営の観点で、所有不動産の有効活用等にかかる要望が寄せられているところ。

- こうした要望も踏まえ、地方創生・中心市街地活性化等を推進する観点から、公的要請に基づき金融機関自身の所有不動産の賃貸を行う場合に、監督指針上の要件を柔軟に解釈できる旨や、グループ会社への不動産賃貸の考え方などを明確化する改正を行うことを検討しており、監督指針の改正案について、近々、パブリックコメントに付する予定である。

4. 海外発行カード対応 ATM

- 海外発行カード対応 ATM については、5月30日の観光立国推進閣僚会議において決定された「観光ビジョン実現プログラム 2017」にて、海外発行カード対応環境が整っていない観光地の解消に向けて、引き続き対応が求められていることを踏まえ、今後も官民一体の取組みにご協力いただきたい。

5. 知的財産推進計画 2017

- 5月16日の知的財産戦略本部において「知的財産推進計画 2017」が決定され、事業性評価に基づく融資や本業支援の促進等、知財金融推進に向けた各種施策が盛り込まれたところ。
- 中小企業における知的財産の活用については、金融機関の役割に大きな期待が寄せられているところ。当該計画に盛り込まれた各種支援策も活用しつつ、知的財産を加味した事業性評価やそれに基づく融資・本業支援等に積極的に取り組んで頂きたい。

6. 歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース取りまとめ

- 5月18日の歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース（第5回会合）において、古民家等の歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくりを推進するための支援策の最終取りまとめが行われた。
- 観光まちづくり推進に向けた具体的な対策として、
 - (1) REVIC の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を最大限に

活用し、取組みを各地で展開

- (2) 地域金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進に向け、優良事例の公表、REVIC との連携等を加速

等の金融分野に係る対策も盛り込まれたところであり、各行におかれ
ては、歴史的資源を活用した観光まちづくりへの一層の取組みをお願い
する。

7. 農業競争力強化支援法

- 農業生産関連事業の事業再編等を促進するための措置等を内容とした「農業競争力強化支援法」が、5月12日に成立した。
- こうした農業改革においては、「農業競争力強化プログラム」にあるとおり、民間金融機関による農業生産関連事業者の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進のほか、政府系金融機関等との連携強化が期待されているところであり、積極的な取組みをお願いしたい。

8. 規制改革実施計画

- 6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」には、「金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知」が盛り込まれたのでご紹介する。
- 金融機関においては、事業所内保育所の設置を行う場合や、既設置の事業所内保育所の運営見直しを行う場合には、今回ご紹介した法令解釈も勘案の上、適切にご対応頂きたい。

9. 地域未来投資促進法

- 5月26日、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済牽引事業を促進することを目的とする「地域未来投資促進法」が成立した。
- 本法律は、自治体から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者に対し、地域経済牽引支援機関による支援等を通じて、地域の成

長発展の基盤強化を図っていくものであり、地域金融機関には、地域経済牽引支援機関の一員として、地域経済牽引事業を営む者に対する資金供給や経営支援といった取組みが期待されているため、ご協力をお願いしたい。

(以上)